

↳ 遺産分割のやり直しを行った場合

Q : 2年前に亡父の遺産について遺産分割協議を行い、相続税の申告及び納税を済ませています。今回、ある事情から遺産のうち私が相続した宅地を他の相続人に再配分したいと考えています。この遺産分割のやり直しは税務上何か問題があるのでしょうか？

A : 特別な場合を除き、その財産を取得した他の相続人に対して贈与税の課税関係が生じます。

【解説】

税務上、遺産分割に「無効」あるいは「取消し」を主張できるような、例えば、次に掲げるような瑕疵が認められる特別な場合を除き、遺産分割のやり直しにより取得した財産については、実質的には共同相続人間において、「遺産の再分割」という名目で行われた遺産分割以外の原因（例えば、贈与、交換、譲渡など）による所有権の移転に該当するものとして取り扱われることとなります。

①遺産分割協議に相続権のない者が参加していたことが判明した場合
②遺産分割協議が特定の相続人によって偽造されていたことが判明した場合
③当初の遺産分割協議により取得した財産が後日訴訟等において被相続人に帰属していないことが確定した場合

したがって、ご質問の場合に上記のような瑕疵がなくて財産の再配分が行われたのであれば、再配分により取得した財産は遺産分割により取得した財産とは認められないことから、その財産を取得した他の相続人に対して贈与税の課税関係が生じることとなります。

